

港湾事業における BIM/CIM 適用に関する実施方針

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) の導入の目的は、建設事業で取扱う情報をデジタルデータとして統合管理することで、受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設生産・管理システム全体の効率化を図ることである。受発注者の省人化や生産性向上を目的に、港湾における業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とするが、BIM/CIM を事業の初期段階から適用することで事業課題の解決に効果があることから、対象以外の業務・工事においても積極的な導入を促進する。

(業務)

- ・新規および大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務（原則は細部・実施設計）
- ・ただし、3次元モデルの活用が見込めない業務や構造検討に至らない設計等の3次元モデルを作成することが不要な場合は除く。

(工事)

- ・業務段階で3次元モデルが作成されている、港湾工事（構造物工事）又は海岸工事（港湾に関わる海岸）
- ・ただし、工事目的物が無い工事（撤去工、仮設工、運搬工等）、ブロック製作工事は任意とする。

3. BIM/CIM の実施内容等

原則として全ての細部・実施設計業務及び工事において、3次元モデルを情報の共有・伝達に活用する。

受発注者において、BIM/CIM の実施内容（発注者の求める内容、受注者が提案し実施する内容等）や、納品方法等を協議し決定する。

4. 3次元モデルの作成

3次元モデルの作成の当たっては、後段階での活用を念頭に、3次元モデルと2次元図面の整合に留意する。

属性情報の設定にあたっては、機械判読可能なデータとして設定することとし、少なくとも3次元形状データが何を表すかを識別する情報を設定する。

5. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成や活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積等により計上する。

なお、実施内容については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

また、業務については原則積算要領により積算を行うものとし、これにより難しい場合は別途考慮する。

6. 受発注者間のデータ共有

発注者は、業務・工事の契約後速やかに、当該業務・工事で必要となる成果品等の参考資料（電子データ）を受注者に提供する。

また、受発注者間の3次元モデル受渡しは、港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムを活用するとともに、その他当該業務・工事の円滑化に資するデータ共有にも本システムが活用できることを受注者に周知すること。

7. プロセスを横断したデータ連携

設計から施工などプロセスを横断してデータを連携していくため、必要なデータを必要な時に容易に活用できることを目指し、コンピュータで処理できる機械判読可能なデータを共有・伝達していくことを基本とする。

8. 適用時期

令和7年4月1日以降に入札公告手続きを開始する業務・工事から適用する。

9. その他

詳細は別途定める。